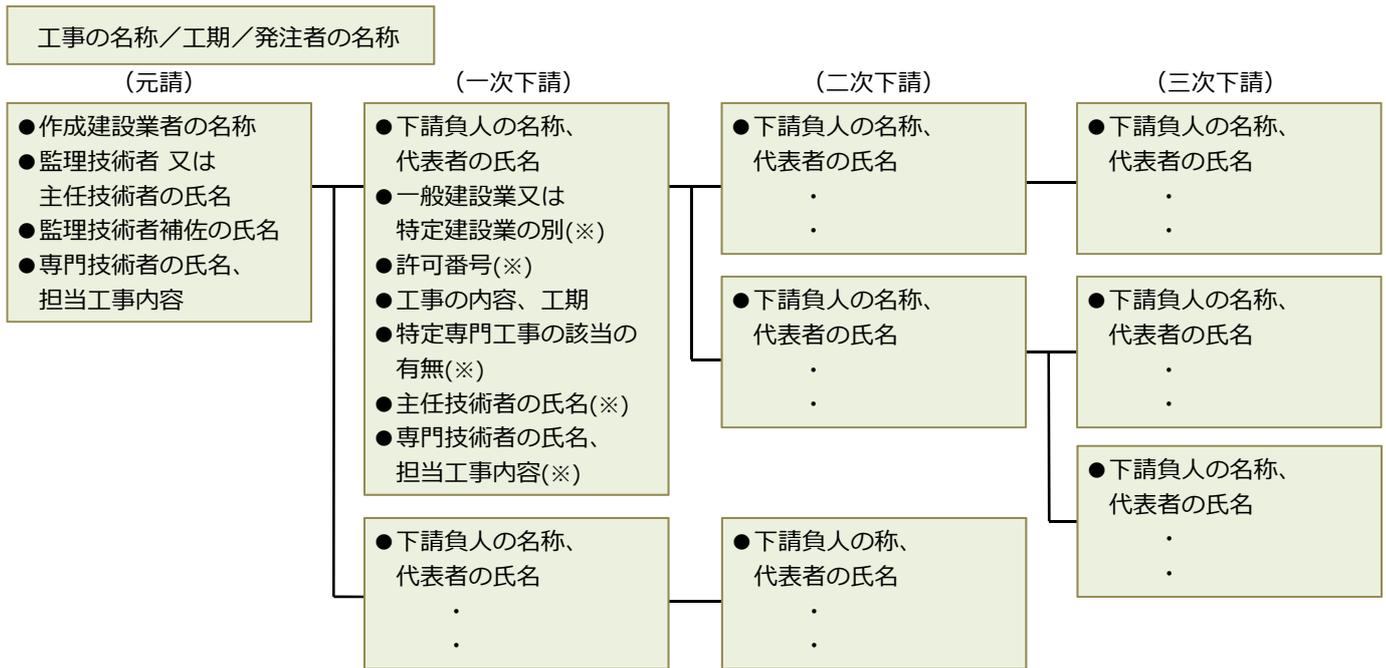


問 14 施工体系図とは

施工体系図の作成義務があるのは、**施工体制台帳**の作成義務のある建設業者です。

施工体系図は、作成された**施工体制台帳**に基づいて、各下請負人の**施工分担関係**が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における**施工分担関係**を把握することができます。（建設業法 第24条の8参照）

施工体系図イメージ



注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) ※は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示

一定の条件のもとデジタルサイネージ等を活用した掲示も認められています。

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（※）に、民間工事については工事現場の見やすい場所に、掲示しなければなりません。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。※入札契約適正化法15条第1項より

